令和９・１０年度

桑折町入札参加資格審査申請要領（基本受付）

桑折町が発注する建設工事、測量・調査・設計、物品購入（修繕）等について、競争入札等へ参加希望の方は、あらかじめ入札参加資格の審査を受けなければなりませんので、次のとおり申請をしてください。

なお、現在、令和7・8年度の有資格者名簿に登録済の方も、令和9年度以降引き続き名簿登録を希望される場合は、改めて申請が必要となります。

また、資格審査の結果、資格を有すると認定され、有資格者名簿に登録された場合、その一部又は全部を公表する場合がありますのでご了承ください。

１．共通事項

（１）受付部門（種別）

・**「建設工事部門」、「測量・調査・設計部門」、「物品購入（修繕）部門」**
※各部門ごとに提出書類を準備し申請すること。

（２）入札参加者の資格

・地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当するものでないこと。
・納期到来分までの諸税に未納がないこと（委任先を設ける場合は、本店・委任先とも）。
・法令などの規定により営業に関し免許、許可、登録、認可などを要する場合は、申請時においてこれらを取得していること。
・資格の審査に関する申請書及び添付書類について、虚偽の記載がなく、内容が適正であること。
・「建設工事部門」及び「測量・調査・設計部門」に揚げる業種の別に応じ、審査基準日の直前１年の営業年度において完成高があること。
・法人または役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（以下「暴対法」という）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）や暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと。
・役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用していないこと。
・役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金を提供し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは

関与していないこと。
・役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
・役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
・建設工事部門については社会保険等に加入していること（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる者を除く）。

（３）受付期間

・令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月２５日（金）必着

※期間経過後の受付不可
（郵送は１２月２５日までに桑折町役場へ到着すること）

（４）受付方法

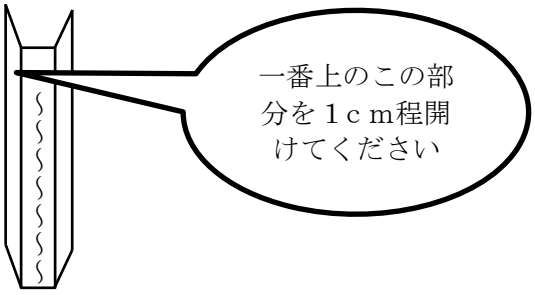
・**郵送のみ(原則、持参提出は受付しません。)**
※受理票が必要な場合は、「返信用封筒」または「はがき」を同封してください。**同封されていない場合は、受理票の送付は致しません。**

（５）送付場所・問い合せ先

・〒969-1692　福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22-7
桑折町役場　総務課　財政係（庁舎２階）
・メールアドレス　soumu@town.koori.fukushima.jp
・電話番号：℡０２４－５８２－２１１１（代表・総務課直通）
※**お問い合わせは原則、メールでお願いします。**その際は、「業者名、担当者名、質問事項（箇条書きで簡潔に）等」を記入してください

（６）提出書類

・各部門の「提出書類一覧表」を参照し、指定された書類を順番に、Ａ４版フラットファイルに綴り、**表表紙と背表紙に「令和９・１０年度入札参加資格審査申請書」「申請者名称」を記入すること**。また、その際に背表紙の上部分は1ｃｍ程開けること。
・ファイルの色指定なし。



（７）審査基準日

・「建設工事」においては、直近かつ申請日（提出日）において有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日。

・「測量・調査・設計」及び「物品購入（修繕）」においては、令和８年１１月１日が審査基準日。

（８）資格の通知

・後日資格審査を行い、資格認定されなかった申請者にのみ通知する。

（９）資格有効期間

・**令和９年４月１日から令和１１年３月３１日までの２年間**

（10）変更事項の届出

・申請書提出後に、申請事項に変更が生じた場合は、変更届を提出のこと。（郵送可）

・変更届の様式は任意、又は福島県に準ずること。

（11）申請書等の様式

・町指定様式（町ホームページよりダウンロード可）又は福島県様式をお使いください。ただし、**福島県様式を使う場合でも、メールアドレスの記入**（行を増やす等）をお願いします。

※各部門の提出書類一覧を参照のこと

※県様式を使用する際でも、押印は必要です

（12）主観的事項の導入について

・**町内業者**の建設工事部門登録業者のみに**主観的事項（主観点）の導入**を行います。**本町に本店、営業所等をお持ちの方**は建設工事部門の「17.主観的事項に関する調査書（町内業者のみ提出）」についても提出してください。

・社会性を評価する項目（工事施工の状況、営業所の設置状況、除雪作業の有無等）にて主観点を付与します。

（13）申請書等の不備への対応について

・原則、**申請書に不備があった場合は、申請書に記載されたメールアドレス宛に詳細をお送りいたします**。必要に応じて電話対応も行いますので、作成担当者には**必ず申請書の内容を熟知している方を記入**してください。

２．各部門の提出書類一覧

（１）建設工事部門

《必須書類》

１．提出書類一覧表
２．建設工事入札参加資格審査申請書
※有資格者コードが不明の場合は、空欄で提出して下さい
３．経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書
４．社会保険加入状況申告書
（個人事業主であって社会保険適用除外の場合は不要）
５．希望業種一覧表、もしくは福島県提出のデータ入力票（※）
※県のデータ入力票による提出の場合、下水道工事は「01.一般土木工事」に含め、「11.上下水道工事」を「11.上水道工事」と読み替えて作成すること。
６．経営事項審査申請業種と入札参加申込業種の平均（元請）完成工事高対応表
７．建設業許可証明書の写し
８．工事経歴書（直前２年分）
９．完成工事高集計表
10．技術者経歴書
11．納税証明書（写し）（※）
※国税（法人税、消費税及び地方消費税）
県税（法人事業税、法人県民税、自動車税）
市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）のうち、賦課されているすべての「納税証明書」または「未納額がないことの証明書」（直前１年分）。委任先を設ける場合は、県税、市町村税については委任先のものを必要とする。
12．登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）の写し
13．印鑑証明書の写し
14．誓約書
（11、12、13の証明書は、申請日から３カ月以内に発行されたものに限る）

《委任先を設ける場合必要となる書類》

15．営業所及び委任関係一覧表
16．委任状
※指定様式の委任状に記入されている入札、見積り、契約及び納品請求等の権限はすべてを委任するものとし、一部のみの委任はできません。

《町内業者のみ提出が必要となる書類》

17．主観的事項に関する調査書（町内業者のみ提出）

（２）測量・調査・設計部門

《必須書類》

１．提出書類一覧表
２．測量等入札参加資格審査申請書
３．①申請業種に関する登録を受けている場合
　→登録証明書又は国土交通大臣に提出した現況報告書の写し
　②申請業種に関する登録を受けていない場合
　→登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）の写し
４．福島県提出のデータ入力票（※福島県への提出有無は問わない。）
５．業務経歴書（直前２年分）
６．技術者経歴書
７．財務諸表（直前２年分）
８．納税証明書（写し）（※）
　※国税（法人税、消費税及び地方消費税）
　　県税（法人事業税、法人県民税、自動車税）
　　市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）のうち、賦課されているすべての「納税証明書」または「未納額がないことの証明書」（直前１年分）。委任先を設ける場合は、県税、市町村税については委任先のものを必要とする。
９．印鑑証明書の写し
10．誓約書
（３②、８、９の証明書は、申請日から３カ月以内に発行されたものに限る）

《委任先を設ける場合必要となる書類》

11．営業所及び委任関係一覧表
12．委任状
　※指定様式の委任状に記入されている入札、見積り、契約及び納品請求等の権限はすべてを委任するものとし、一部のみの委任はできません。

（３）物品購入（修繕）部門

《必須書類》

１．提出書類一覧表
２．物品購入（修繕）入札参加資格審査申請書
３．直前２年における物品納入実績一覧（県及び任意様式）
４．登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）の写し
５．直近の年度の財務諸表（決算、事業あるいは営業報告書）又は所得税青色申告決算書
６．納税証明書（写し）（※）
※国税（法人税、消費税及び地方消費税）
県税（法人事業税、法人県民税、自動車税）
市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）のうち、賦課されているすべての「納税証明書」または「未納額がないことの証明書」（直前１年分）。委任先を設ける場合は、県税、市町村税については委任先のものを必要とする。
７．印鑑証明書の写し
８．誓約書
（４、６、７の証明書は、申請日から３カ月以内に発行されたものに限る）

《委任先を設ける場合必要となる書類》

９．営業所及び委任関係一覧表
10．委任状
※指定様式の委任状に記入されている入札、見積り、契約及び納品請求等の権限はすべてを委任するものとし、一部のみの委任はできません。